

令和9年度児童クラブ利用申込について（ご案内）

1 申込期間

【年度初め※から利用を希望する場合】※4月1日～4月30日の間に利用を開始する場合

令和8年11月11日(水)～令和8年12月11日(金)まで

※利用開始日までに口座登録をお願いします。

※上記期間以降の申込も可能ですが、上記期間内で申し込みのあった児童が優先されます。

※上記期間内で申込者数が定員を超えた場合は、低学年の児童を優先されます。

【年度途中※から利用を希望する場合】※5月1日以降に利用を開始する場合

利用希望日の1か月前から14日前まで。（当該日が土日祝の場合は、その前開庁日）

※春休みのみの利用を希望する場合は、市役所までお問い合わせください。

2 利用条件

両親及び同住所（別棟を含む）に住んでいる65歳未満の祖父母（以下「保護者」という）が平日の昼間に以下の条件を満たしている場合

○就労

・勤務日数：平日3日以上 ※ここで平日とは月曜日から土曜日のことです。

・勤務終了時間：13:30以降（1年生）、15:00以降（2年生以上）

・育児休業中：勤務時間は上記と同じ

○傷病、介護、学生、出産

・出産の場合は、産前6週から産後8週の属する月の月末まで利用可能です。

・傷病、介護の場合は、保育の必要性が認められる期間のみ利用可能です。

3 提出書類

下記①、②は必ずご提出ください。③は該当の方のみご提出ください。

①児童クラブ利用申込書、家庭状況調書、健康状況調査票

②就労証明書等…保護者分

※兄弟で利用する場合、原本とその写しの添付でも可。（兄が原本、弟が写し等）

※令和8年10月1日以降に証明されたもの

・就労の場合：「就労証明書」（就労には自営業、農業、育児休業中を含む）

・傷病の場合：「児童を保育できない理由書」+ 医師の診断書（意見書）、障害者手帳等の写し

・介護の場合：「児童を保育できない理由書」+ 医師の診断書（意見書）、介護保険証等の写し

・学生の場合：「児童を保育できない理由書」+ 学生証 + 時間割等の写し

・出産の場合：「児童を保育できない理由書」+ 出産（予定）日が分かる書類※の写し

※母子健康手帳等

③児童クラブ利用申込書（添付書類）…初めて利用する場合、学校が変わる場合

裏面あり

4 申込場所

【初めて利用する場合】※過去に利用歴がある方を含む

以下のいずれかの窓口(受付時間:平日 8:30~17:15)

- ・古河庁舎:生涯学習課
- ・総和庁舎:市民総合窓口課 ※11/12、11/19(木)のみ 19:00まで受付
- ・三和庁舎:市民総合窓口室

【継続して利用する場合】

現在利用しているクラブ

※ただし、以下の場合は市役所窓口でお申込みください。

- ・受付期間を過ぎてしまった場合
- ・兄弟姉妹で新規利用と継続利用の申し込みの場合
- ・年度途中から利用を希望する場合
- ・学校が変わる場合

5 注意事項

- ・書類の不備等により受付できない場合があります。
- ・就労証明書は勤務先で記入をお願いします。修正液等による訂正は無効となります。
- ・クラブの定員を超える申し込みがあった場合は、お待ちいただく場合があります。
- ・児童クラブ負担金に未納がある場合は利用できません。

6 利用の可否

令和9年4月から利用を開始する場合は、**2月上旬頃**に利用承認または、不承認決定通知書を発送いたします。

・放課後児童クラブとは

昼間保護者のいない家庭の子どもたちが、放課後を家庭的な雰囲気の中で安全にのびのび楽しく過ごすところです。小学1年生から6年生までが利用対象で、各小学校にあります。

・活動日及び活動時間(利用日及び利用時間)

①平日(月曜日～金曜日)	13:00～19:00
②土曜日・長期休業日(春・夏・冬休み等)	7:30～19:00

・活動を行わない日(利用できない日)

①日曜日	③年末年始(12月29日～1月3日まで)
②祝日	④その他(必要に応じて臨時に休む場合があります)

・費用等

児童クラブ負担金	月額 5,000 円	口座引き落とし
活動費	月額 2,000 円	児童クラブへ納付
スポーツ安全保険代	年額 800 円	児童クラブへ納付

※生活保護、就学援助認定又は、ひとり親または両親のいない世帯で、世帯の市民税所得割額が 77,100 円

以下の世帯は申請により児童クラブ負担金が全額免除になります。

※月途中入退会の場合は、入退会日によって入退会月に限り減額が適用される場合があります。

【お問合せ】

古河市役所生涯学習課(古河庁舎)
放課後児童係
TEL:0280-22-5111(代表)